報道発表資料
令和４年５月 24 日

三浦国際市民マラソンにおける不正事案に関する民事訴訟の結果等について

１　民事訴訟の趣旨

（１）　三浦国際市民マラソンにおける不適正支出等の問題に関し、元市職員（懲戒免職・業務上横領で有罪判決確定）で、三浦国際市民マラソン実行委員会（以下「実行委員会」といいます。）の事務局長を務めていた男性に対し、市が大会の主催者として被った損害に相当するものとして実行委員会から譲渡を受けた損害賠償請求債権に基づき、実行委員会と共同で、訴訟により賠償を請求したものです。

（２）　関連する刑事訴訟においては元事務局長の男性の不正行為の一部が取り扱われるにとどまり、かつ、この間、元事務局長は、その他の不正について、市や実行委員会に対し謝罪や積極的な賠償の意思を示すことが一切なかったため、市側として、不正行為の全体について裁判を通じて明らかにするとともに、元事務局長に対する社会的責任の追及を徹底するものです。

２　判決の概要

（１）　事件番号等

横浜地方裁判所横須賀支部　令和２年（ワ）第 317 号　損害賠償請求事件
令和４年４月 27 日判決言渡

（２）　主文

ア　被告（元事務局長）は、原告三浦国際市民マラソン実行委員会に対し、28,181,490 円及びこれに対する平成 29 年７月 18 日から支払済みまで年５分の割合による金員を支払え。

イ　被告は、原告三浦市に対し、5,367,902 円及びこれに対する平成 29 年７月 18 日から支払済みまで年５分の割合による金員を支払え。

ウ　原告らのその余の請求をいずれも棄却する。

エ　訴訟費用はこれを 10 分し、その８を被告の負担とし、その１を原告三浦国際市民マラソン実行委員会の負担とし、その１を原告三浦市の負担とする。

オ　この判決は、ア及びイに限り仮に執行することができる。

（３）　判決理由の概要

ア　元事務局長は、実行委員会の預金口座の通帳などの管理は部下の担当職員によって行われ、元事務局長が独占管理してはいなかった旨主張しましたが、裁判所は、元事務局長が独占管理していた事実を認めました。

イ　元事務局長は、裏金捻出はマラソンにおける業務全般に使用するための資金のプールを行う意図で、違法ではない旨主張しましたが、裁判所は、正当な経費の支出に当たらず違法と言わざるを得ないと認めました。

ウ　元事務局長が裏金を捻出して過大な飲食（高級クラブの単独利用等）や競馬・競輪の遊興に充てたことが実行委員会への害意に当たるとの市側の主張に対し、元事務局長は不正に当たり害意はなかったと主張しましたが、裁判所は、元事務局長が不正出金を直接私的な用途に充てたほか、証拠隠滅工作に及んだことからも害意があったとし、破産により免責されないと認めました。

エ　市側の主張する損害額 42,961,583 円について、裁判所は、元事務局長が事務局長職に就く前の平成 20 年度分を除く 41,936,741 円とした上で、長期にわたる元事務局長の不正について市側の監督も十分ではなかったとし、2割を減額した 33,549,392 円（うち実行委員会分 28,181,490 円、市分 5,367,902 円）を市側の損害として認めました。

３　判決の確定について

（１）　判決は市側の主張の大部分を認めるものであり、元事務局長の不正の全体について司法の場で違法と認められたことを受け、市及び実行委員会は上訴（控訴）を提起しないこととしました。

（２）　元事務局長からも上訴はなされず、本年５月 17 日をもって判決は確定しました。

以上